

告示第 108 号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、下記の者に係る次に掲げる書類を公示送達する。

なお、当該書類は市長が保管し、受領権限を有する者にいつでも交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和8年 7 月 1 日

館山市長 森 正



記

No	納税義務者	書類名	備考
1	秋山 洋	令和8年度固定資産税1期 督促状	
2	佐々木 佑哉	令和8年度固定資産税1期 督促状	
3	浅沼 清美	令和8年度固定資産税1期 督促状	
4	村田 正二	令和8年度固定資産税1期 督促状	
5	日下石油 有限会社	令和8年度固定資産税1期 督促状	
6	株式会社 Duva	令和8年度固定資産税1期 督促状	
7	桜井 美知子	令和8年度固定資産税1期 督促状	
8	清水 巳稔子	令和8年度固定資産税1期 督促状	
9	茅 新鵬	令和8年度固定資産税1期 督促状	
10	克己鉄工 株式会社	令和7年度市・県民税(特徴)3月分 督促状	